

鳥取県西部広域行政管理組合

省工ネ・地球温暖化対策実行計画

令和 2 年 6 月
鳥取県西部広域行政管理組合

第1章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放熱する熱の一部がバランスを越えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の平均温度が長期的に上昇する現象です。

自然体系や生活環境、農業などへ影響を与えることが懸念されている世界的な問題で、既に世界各地では異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響が現れはじめています。2016年には温室効果ガスの世界平均濃度が観測史上最も高い数値に達したことも発表されており、地球規模の深刻な被害をもたらす前に国際社会全体で地球温暖化への迅速な対策が必要とされています。

(2) 国際的な取組

国際的な動きとしては、フランス・パリにおいて行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」が2016年11月4日に発効しました。パリ協定は、歴史上初めて先進国、途上国の区別なく、温室効果ガスの削減に向けて自国の目標を提出し、達成へ向け取り組むことを決定した実効的な枠組みであり、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2.0℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力を追及すること等を目標としています。

IPCC第5次評価報告書では、今世紀末までの世界平均気温の変化予測を0.3℃～4.8℃まで上昇する可能性が高いとしています。また、急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響として①海面上昇、沿岸での高潮被害などによるリスク、②大都市への洪水による被害のリスク、③極端な気象現象によるインフラ等の機能停止のリスク、④熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病のリスク、⑤気温上昇、干ばつ等による食料安全保障が脅かされるリスク、⑥水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失のリスク、⑦沿岸地域における生計に重要な海洋生態系のリスク、⑧陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失のリスクが予想されています。

(3) 国内の取組

国内でも、温暖化により桜の開花日が変化する、猛暑日や大雨の日数が増加するといった様々な影響が顕著化してきており、温暖化対策への取り組みがもとめられています。

我が国においては、2015年にCOP21に向けて提出した日本の約束草案の中で、2030年の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26.0%減とすることを掲げています。また、パリ協定や日本の約束草案の決定などを踏まえ、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が策定され、地方自治体においては率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることが求められています。

※気候変動にかかる政府間パネル（IPCC）

世界気象（WMO）と国連環境計画（UNEP）により、1988年に設立された国連の下部組織で、国際的な専門家を主体に構成されており、温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。

第2章 計画改定の趣旨

1 鳥取県西部広域行政管理組合の取組

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）では、「組合省エネ・地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を平成 12 年 9 月に策定しています。この計画を継承・発展させるものとして適宜改定を行い、地球温暖化の抑制に寄与することを目指し、職員一人一人が行動しています。

2 計画の位置づけ

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、本組合の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定したもので、環境省が作成した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（令和 2 年 3 月）に準拠しています。

また、本実行計画は、平成 27 年度に策定した前実行計画（計画期間平成 27 年度～令和元年度）を受け継ぐもので、先に示した望ましい環境像の実現を目指し改定するものです。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（一部抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他の地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 計画策定の方針

平成 27 年度に策定した「鳥取県西部広域行政管理組合省エネ・地球温暖化対策実行計画」では、削減目標として温室効果ガスは前年度より削減、エネルギー原単位については平成 27 年度を基準年度とし、令和元年度に 5%以上削減することを目指すものとししました。

本実行計画では、その達成状況を確認するとともに、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に掲げる目標と遜色ないものとするため、前実行計画をより明瞭・明確化するものとし、組合所管施設からの二酸化炭素排出量を削減する計画の策定を行うものとしします。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（一部抜粋）

第 1 節 我が国の温室効果ガス削減目標

我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度において、2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にすることとする。

また、2020 年度の温室効果ガス削減目標については、2005 年度比 3.8%減以上の水準にすることとする。

B. 業務その他部門の取組

業務その他部門における 2013 年度の二酸化炭素排出量は、2 億 7,900 万 t-CO₂ であり、2005 年度比で 16.7%増加している。最大の増加要因は電力の排出原単位の悪化であり、次いで業務床面積の増大等が続いている。一方、2030 年度目標の達成に向け、同部門の排出量を約 4 割削減する必要があり、地球温暖化対策推進法による温室効果ガス排出削減対策、省エネ法に基づく措置や低炭素社会実行計画に基づく対策の着実な推進等を通じて排出抑制を図る。

また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、より一層の機器のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底等を図る。

第3章 基本的事項

1 計画の目的

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき策定するもので組合におけるすべての事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の状況を把握するとともに、排出抑制へ向けた取組項目を設定し、これに基づいて職員一人一人が行動することにより、地球温暖化の抑制に寄与することを目指しています。

2 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とします。また、今後の計画予定については、表 1 のとおりとします。なお、今後の国及び鳥取県における温暖化対策計画やエネルギー政策の方向性などの関連事項が定まった場合等、必要に応じて計画の見直しを行います。

表 1 今後の計画予定

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
期間中の事項	計画開始			基準年度	計画策定	計画開始			基準年度	計画策定	計画開始
計画期間	←—————→					←-----→					

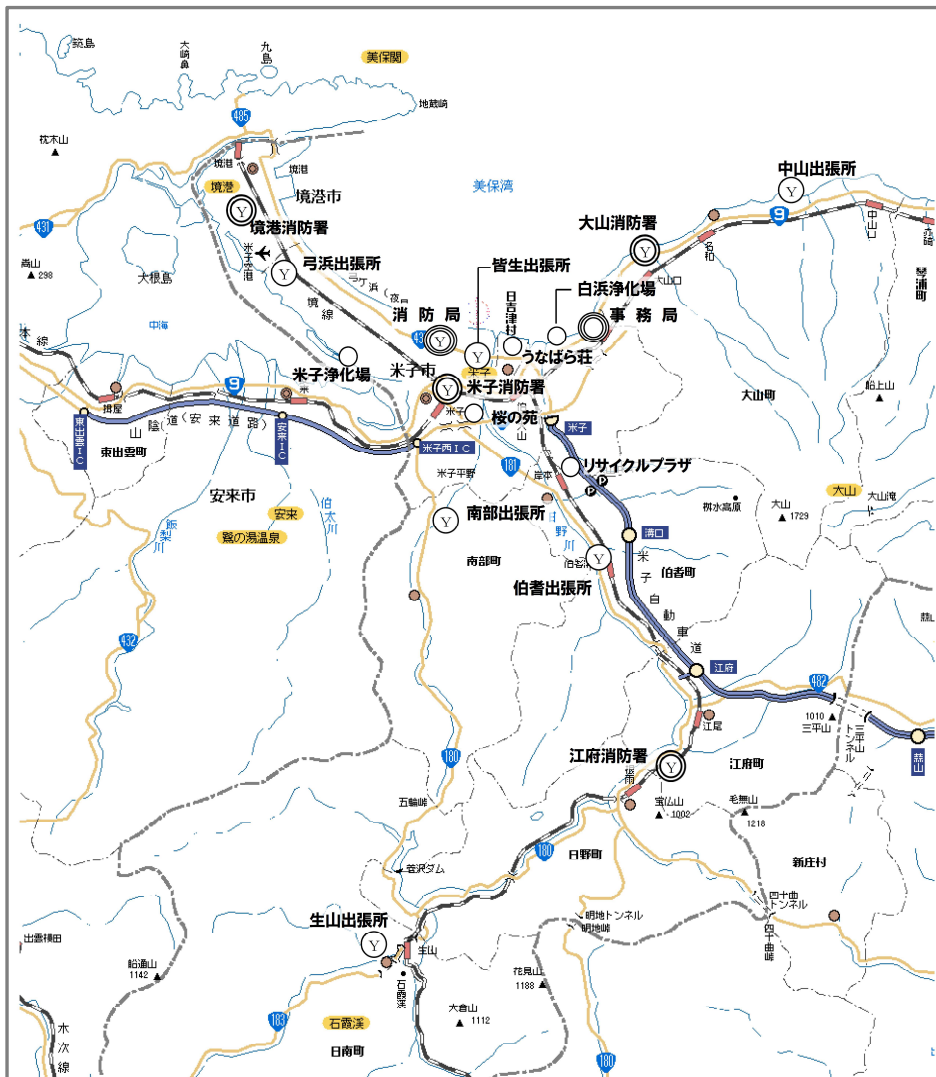
3 対象とする範囲

本組合が行う全ての事務・事業を対象とします。対象施設は指定管理施設を含むものとします。（表 2 及び図 1 参照）

表2 実行計画の関係施設

局	番号	該当施設名(業種)	所管
事務局	1	事務局庁舎(市町村機関)	総務課
	2	桜の苑(火葬業)	施設工事課
	3	白浜浄化場(し尿処理業)※廃止予定	
	4	米子浄化場(し尿処理業)	
	5	うなばら荘(老人福祉・介護事業)	
	6	リサイクルプラザ(ごみ処理業)	環境資源課
消防局	7	消防局庁舎(市町村機関)	総務課
	8	米子消防署(市町村機関)	米子消防署
	9	皆生出張所(市町村機関)	
	10	南部出張所(市町村機関)	
	11	伯耆出張所(市町村機関)	
	12	境港消防署(市町村機関)	境港消防署
	13	弓浜出張所(市町村機関)	大山消防署
	14	大山消防署(市町村機関)	
	15	中山出張所(市町村機関)	
	16	江府消防署(市町村機関)	江府消防署
	17	生山出張所(市町村機関)	

図1 関係施設の位置関係図



4 対象とする温室効果ガス

法律で対象とする温室効果ガスは、①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）、⑤パーフルオロカーボン（PFC）、⑥六フッ化硫黄（SF₆）、⑦三フッ化水素（NF₃）の7物質が上げられており、このうち排出量の算定対象は三フッ化水素（NF₃）を除く6物質となっています。

このうち、本計画において、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）のみとします。

5 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき、環境省が作成する排出係数を用いて二酸化炭素排出量を算定します。

また、電気の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が毎年度公表する電気事業者別の係数を使用します。

6 実行計画及び実施状況の公表

実行計画を策定又は改定した際は、速やかに組合ホームページにて公表します。また、各年度の実行計画実施状況をとりまとめ、速やかに組合ホームページにて公表します。

第4章 状況（基準年度）の把握

前実行計画策定期間のエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。前実行計画では温室効果ガス排出量の削減目標を達成し、地球温暖化の抑制に寄与することができました。

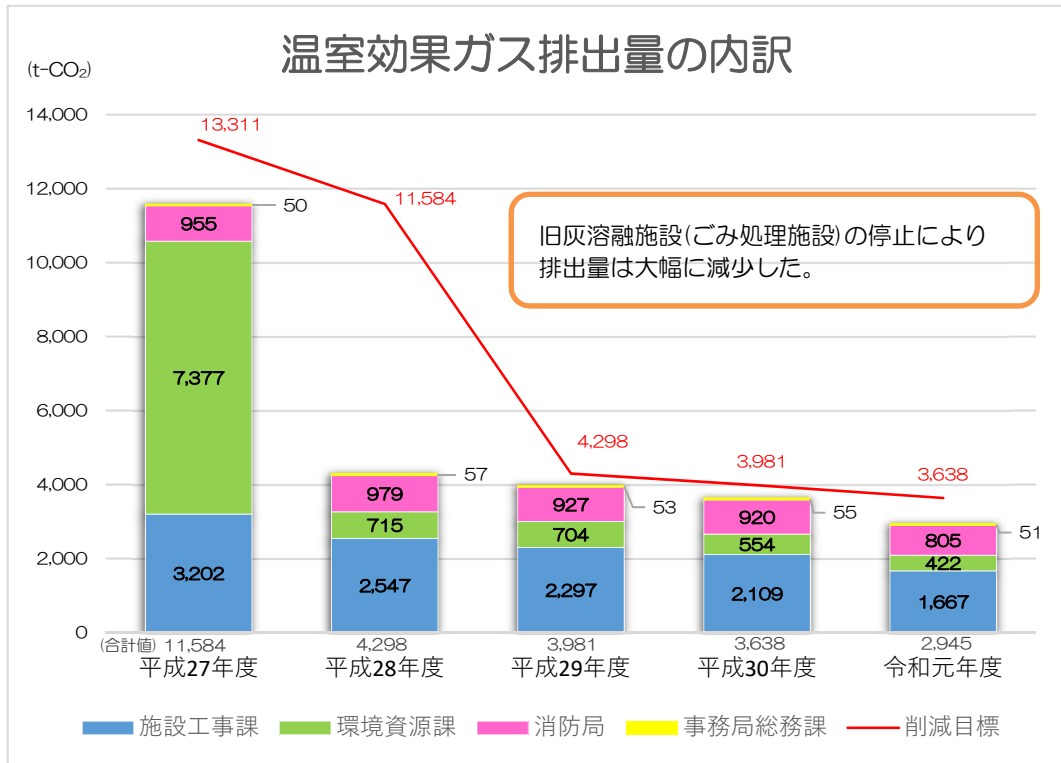
本実行計画では令和元年度を基準年度とし、削減目標を設定します。

1 エネルギー使用量の状況

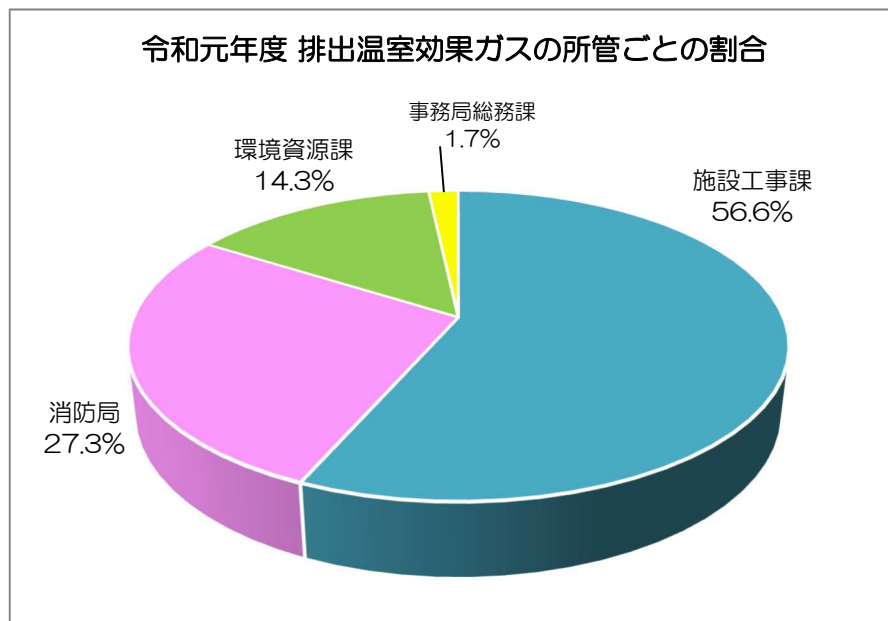
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ガソリン(kl)	1	1	1	1	1
灯油(kl)	605	28	25	25	15
軽油(kl)	3	2	2	2	1
A重油(kl)	221	23	19	18	17
LPG(t)	231	233	229	247	226
都市ガス(千m ³)	19	15	13	11	7
電気(千kwh)	7,057	4,678	4,601	4,548	4,242
上記エネルギー合計 原油換算量(kl)	2,897	1,553	1,520	1,526	1,406
削減目標(kl)	3,006	2,976	2,945	2,915	2,885

2 温室効果ガス排出量の状況

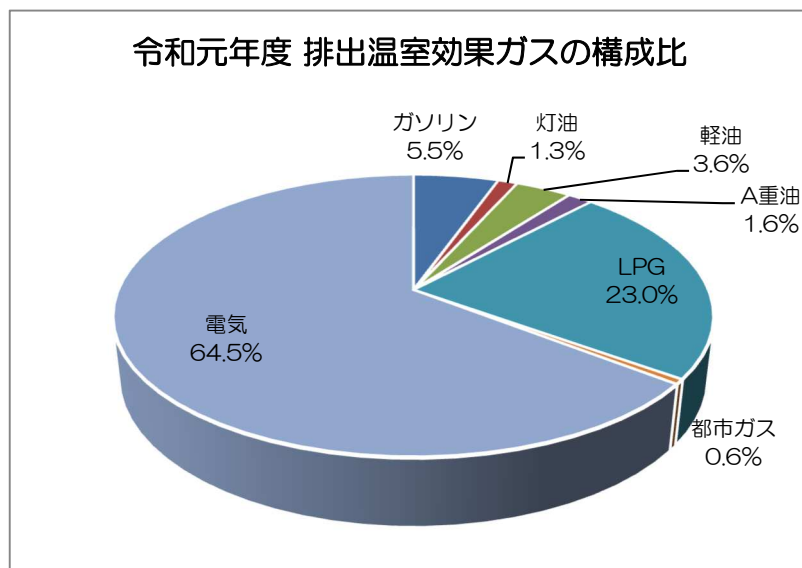
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
温室効果ガス 総排出量(t-CO ₂)	11,584	4,298	3,981	3,638	2,945
削減目標(t-CO ₂)	13,311	11,584	4,298	3,981	3,638



基準年度（令和元年度）の排出温室効果ガスの所管ごとの割合は次のとおりです。



基準年度（令和元年度）の排出温室効果ガスの構成比は次のとおりです。



4 紙の使用量の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A4 換算（千枚）	982	1,210	1,151	1,095	1,152

※前実行計画では「削減に努めること」を目標としていました。

5 水道使用量の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水道使用量(m ³)	43,482	34,490	39,306	30,704	30,438

※前実行計画では「節水に努めること」を目標としていました。

第5章 温室効果ガスの削減目標

本計画では、省エネ法で規定されているエネルギー原単位の削減目標（年平均 1%以上低減）に基づく目標数値を参考に、以下のとおり削減目標を設定します。

【削減目標】

令和 6 年度までの削減目標（令和元年度比）

- 1 温室効果ガスの排出量を **5%以上削減**（2,797 t 以下）とする。
- 2 紙使用量を A4 用紙換算で **1%以上削減**（1,140 千枚以下）とする。
- 3 水道使用量を **1%以上削減**（30,133 m³以下）とする。

第6章 削減へ向けた取組目標と具体的な取組項目

【削減へ向けた取組目標】

- 1 電気使用量の削減
 - 2 燃料使用量の削減
 - 3 紙使用量の削減
 - 4 水道使用量の削減
 - 5 環境に配慮した物品の調達及び庁舎・施設等の整備・維持管理
- } 庁舎・施設における省エネルギーの推進

1 電気使用量の削減

- ① 空調温度の適正管理〔管理温度：暖房 20℃、冷房 28℃〕
- ② 不要な照明の消灯
- ③ クールビズ・ウォームビズの率先実施
- ④ 積極的な階段利用（エレベーター節電）
- ⑤ OA 機器等の省エネモード活用及び長時間不使用時の主電源 OFF

2 燃料使用量の削減（消防車両等の緊急運転時を除く）

- ① エコドライブ^{※1}の遵守
- ② 相乗りなどによる移動の効率化
- ③ 近場への徒歩移動を率先実施
- ④ 渋滞等を考慮した適切な経路選択
- ⑤ 公共交通機関の効率的な利用

3 紙使用量の削減

- ① 両面印刷、両面コピーの徹底
- ② 明瞭簡潔な会議資料の作成
- ③ 事前配布資料の重複配布の抑制
- ④ 組合内送付時の使用済封筒の活用
- ⑤ コピー機使用前後の設定リセットの励行

4 水道使用量の削減

- ① 必要最低限の水道使用
- ② 使用量変動の早期確認（漏水等の早期発見）
- ③ 節水コマの取付
- ④ トイレ洗浄水の調節
- ⑤ 給水圧力の調整

5 環境に配慮した物品の調達及び庁舎・施設等の整備・維持管理

(1) 環境に配慮した物品の調達

- ① 事務用品等のグリーン購入を推進
- ② 環境負荷の低い物品の優先的調達
- ③ トップランナー基準^{※2} 適合商品の導入

(2) 環境に配慮した庁舎・施設等の整備・維持管理

- ① 法令を遵守した適切な管理
- ② 廃棄物の発生抑制及び適正処理
- ③ 省エネ・省資源への配慮
- ④ 再生可能エネルギーの有効活用
- ⑤ 敷地内の生息環境への配慮

※1 エコドライブ ……警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及委員会で策定したエコドライブ10のすすめを政府としては統一的にエコドライブの定義としている。

※2 トップランナー基準 ……平成10年の改正省エネ法に基づき自動車や家電等について、トップランナー基準制度による省エネ基準（トップランナー基準）が策定されており、平成25年11月には三相誘導電動機、電球型LEDランプが追加された全28機器が対象となっている。

第7章 実行計画の実施・推進体制

1 実行計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進体制は、「図2 実行計画の推進体制」のとおりとします。

(2) 実行計画推進委員会

実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）は、省エネ・地球温暖化対策推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）により設置するものとします。

(3) 幹事

幹事は、所属単位における本計画の推進・実行・点検の責任者として円滑な推進を図るものとします。また、その所属区分ごとに実行計画の周知を行い、別に定める点検票に実施状況を記入し、実行計画主管課へ報告するものとします。

2 実行計画の点検・評価体制

(1) 点検の方法

本計画の実施状況の点検方法については、別に定める点検票に所属ごとに記入し、実行計画主管課に報告するものとします。実行計画主管課は、提出された点検票を取りまとめ、委員会に報告するものとします。

(2) 点検結果の評価

本計画の実施状況の評価については、下記の方法により委員会において行うものとします。

- ① 委員会の協議事項

実行計画主管課から報告された点検結果をもとに、実行計画の進捗状況の点検・評価を行うほか、省エネ・温室効果ガスの削減対策の具体的な取り組み事項の内容について検討・評価を行うものとします。

- ② 委員会の開催時期
委員会は、必要に応じ開催するものとします。
- ③ 進捗状況及び評価の報告等
委員会は、年度ごとの進捗状況及び評価を管理者に報告するものとします。

図2 実行計画の推進体制

